

特定商取引法等の契約書面等の電子化に関する検討会 運営要領（案）

令和3年7月30日
検討会決定

1. 座長は、議長として検討会の議事を整理する。
2. 座長は、座長代理を指名することができる。
3. 検討会は、原則として公開とする。ただし、特段の理由があると座長が認めた場合は、検討会の全部又は一部を非公開とすることができる。
4. 検討会における配布資料は、原則として、検討会終了後に速やかに公表する。ただし、特段の理由があると座長が認めた場合は、座長の判断により配布資料の全部又は一部を非公表とすることができる。
5. 検討会終了後、速やかに議事録を作成し、これを公表するものとする。ただし、特段の理由があると座長が認めた場合は、座長の判断により議事録の全部又は一部を非公表とすることができる。議事録の全部を非公表とする場合には、議事概要を公表する。
6. 座長は、必要に応じ、適当と認める有識者等を参考人として招致することができる。
7. 座長は、検討会の検討事項について広く関係者の意見を聴取するため、構成員を指名の上、検討会の下にワーキングチームを置くことができる。
8. この要領に定めるもののほか、検討会に関し必要な事項は、座長が検討会に諮って定める。

以上